

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気水第150号  
平成26年12月1日

第1 カドミウム及びその化合物に係る排水の規制基準の強化について

1 改正の背景及び趣旨

カドミウム及びその化合物については、平成23年10月27日に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準値が改正されたことを踏まえ、平成26年11月4日に水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の排水基準を定める省令が改正され、一律排水基準が「0.1mg/L」から「0.03mg/L」に強化された。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）別表第9に定めるカドミウム及びその化合物に係る排水の規制基準を強化した。

2 改正の内容

(1) カドミウム及びその化合物に係る許容限度について

県規則別表第9に定めるカドミウム及びその化合物に係る許容限度を、甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域で、新設以外の事業所から排出される排水に適用されるものについては、「0.05mg/L」から「0.03mg/L」に、乙水域及び海域に排出される排水に適用されるものについては、「0.1 mg/L」から「0.03mg/L」に強化した。

(2) 経過措置

ア 改正規則の施行日前に設置された事業所（以下「既存の事業所」という。）に対する経過措置

既存の事業所に対しては、水濁法の経過措置の間は従前のとおり「0.05mg/L」若しくは「0.1mg/L」を適用することとした。

具体的には、すぐには排水基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水濁法施行令別表第3に規定する施設を設置する事業所については平成27年11月30日まで、それ以外の事業所は平成27年5月31日まで、従前の基準（甲水域（水質保全湖沼以外の水域）に排水を排出する新設以外の事業所については、「0.05mg/L」、乙水域及び海域に排水を排出する事業所については、「0.1mg/L」）を適用することとした。

イ 水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所に対する経過措置

水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所については、水濁法と同様の暫定基準を設けた。

具体的には、金属鋳業に属する事業所に対して、暫定基準「0.08mg/L」を平成28年11月30日まで、溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）に属する事業所に対して、暫定基準「0.1mg/L」を平成28年11月30日まで、非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）に属する事業所に対して、暫定基準「0.09mg/L」を平成29年11月30日まで適用することとした。

### 3 留意事項

暫定基準が適用される事業所の取り扱いについては、次の事項について注意願いたい。

- (1) 暫定基準が適用される事業所が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る暫定基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。（附則第4項）
- (2) 暫定基準が適用される事業所に係る污水等を処理する事業所（いわゆる共同処理場）については、当該暫定基準が適用される事業所の属する業種に属するものとみなして、暫定基準を適用する。（附則第5項）

## 第2 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準等の緩和について

### 1 改正の背景及び趣旨

1,1-ジクロロエチレンについては、平成26年3月20日に土壌汚染に係る環境基準が改正されたことを受けて、8月1日に土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）施行規則が改正され、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二溶出量基準が緩和された。

この改正に至る国の検討内容を踏まえ、県規則別表第12の2に定める1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準について緩和した。

### 2 改正の内容

県規則別表第12の2に定める土壌の汚染状態の基準を、「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に緩和した。

### 3 留意事項

#### (1) 1,1-ジクロロエチレンに係る汚染された土地の公表について

1,1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で公表されている土地について、今回の基準の緩和により基準適合となる場合は、公表を取り消すこととされたい。

また、1,1-ジクロロエチレンを含む複数の特定有害物質が基準不適合で公表されている土地について、今回の基準の緩和により基準適合となる場合は、公表内容から1,1-ジクロロエチレンを削除することとされたい。

#### (2) 特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調

査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために構  
ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）の改正について

土対法施行規則の改正に伴い、第二溶出量基準及び地下水基準が緩和され  
たことから、国の基準と整合を図るため、指針の別表に規定する第二溶出量  
基準を「0.2mg/L」から「1mg/L」に、地下水質基準を「0.02mg/L」から  
「0.1mg/L」に緩和した。また、改正指針は、本日付けで施行している。

### 第3 測定方法の改正について

#### 1 改正の背景及び趣旨

日本工業規格（JIS）K 0102 の改正に伴い、平成26年3月20日に公共用水域  
水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示が改  
正され、主として排水基準等に係る測定方法に「流れ分析」を追加する改正が  
行われた。

この改正を受け、県規則に定める測定方法に「流れ分析」を追加し、併せて  
所要の改正を行った。

#### 2 改正の内容

県規則別表第9に規定する、シアン化合物、六価クロム化合物、ふっ素及び  
その化合物、アンモニア、アンモニウム化合物並びに硝酸化合物の排水の測定  
方法に「流れ分析」を追加した。

また、別表第17に規定する、全シアン、六価クロム、硝酸性窒素及びふっ素  
の水質及び地下水の測定方法に「流れ分析」を追加した。

その他、公定分析法の改正に合わせて、引用箇所の変更などの改正を行った。

### 第4 その他の改正について

#### 1 窒素酸化物の総量規制における重油の場合の燃料換算方法の明確化

窒素酸化物に係る特定事業所に対する総量規制に係る燃料の量の重油換算に  
おいて、重油を燃料とする場合、当該燃料の量1Lを重油の量1Lとした上で、  
他の燃料と同様に、排煙発生施設の種類に応じた係数を乗ずることを明確にす  
るため、別表第3の備考5本文から「重油以外の」を削除し、同備考(2)燃料  
の換算方法において、重油の場合の換算方法を記載する修正を行った。

#### 2 その他

以下のとおり、これまでの改正に伴い表記が不統一となってしまった箇所の  
修正などを行った。

なお、運用についてはこれまでと変更ない。

【第24条】公益財団法人日本適合性認定協会等のかっこ書き説明を削除

【附則第13項】「改正前の廃棄物処理法」を正式名称に修正

【別表第1 23項及び33項】施設欄「燃焼能力が」の次に「重油換算」を追加

【別表第5 排煙の規制基準 3 ボイラー】備考7(1)「51の項まで」を「50の項まで」に修正

【第3号様式(付表2)】備考欄「硫黄酸化物の排出量」の説明を修正